

宴会約款

プレミアムホテル中島公園札幌では宴会又は催物（以下宴会等と称します）のご契約および宴会場のご利用に関して、以下の通り定めておりますので予めご了承下さい。

第1条 『宴会時間と追加室料』

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間（以下宴会時間と称します）は、所定の室料をお支払頂いておりますが、ご契約時間を超過した場合には追加料金を頂戴することになります。又、宴会時間の前後につきましては、準備時間と撤去時間の合計が1時間を越える場合には、超過時間に応じた追加室料を頂戴いたします。但し、次の会場使用時刻との関連により、ご使用時間の超過に感じられない場合もございますので予めご了承願います。

第2条 『有料人数の確認』

料理等の用意が必要な人数（以下有料人数と称します）を宴会等の開催日2日前正午までにホテルの担当係員にご通知下さい。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等に当日出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合であっても有料人数分の料金を頂戴いたします。

第3条 『予約金』

宴会等をご予約いただいた時点で予約金をお支払いただく場合もございます。予約金の金額は宴会見積総額に基づきホテルより提示させていただきます。お預かりした予約金は、宴会終了時に精算させていただきます。

第4条 『前払金』

ホテルから提示いたしました宴会見積総額を原則として、宴会等のご利用予定日7日前までに現金にてお支払いいただく場合がございます。

第5条 『取消料』

すでにご契約いただいている宴会等を取消される場合には、次のとおり取消料を頂戴いたします。

取消期日	取消料
89日前から60日前まで	宴会場室料の50%
59日前から30日前まで	宴会場室料の100%
29日前から15日前まで	宴会場室料の100%+料理・飲物の見積額の30%
14日前から7日前まで	宴会場室料の100%+料理・飲物・その他手配物の見積額の50%
6日前から2日前まで	宴会場室料の100%+料理・飲物・その他手配物の見積額の80%
前日および当日	宴会場室料の100%+料理・飲物・その他手配物の見積額の100%

※税金・サービス料を除く

なお、当該契約にも基づき当ホテルが外部にお手配済みの発注物につきましては、解約日の如何に関わらずその全額を申し受けます。

第6条 『装飾・余興等の手配』

宴会等に関する装飾・音楽・余興及びレセプタント等につきましては、ホテルより指定取引先に手配させていただきます。お客様がホテルの指定する取引先以外に直接依頼された場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡いただき了解をさせていただいた後にお手配ください。（ホテルの事前の同意を得ないで直接取引先にご依頼なされることはご遠慮ください。）

第7条 『直接ご依頼の取引先に対するご指示』

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された取引先が行う宴会等に関連する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出、又は看板等のサイズ、その取付け方法等の決定、あるいは設置場所等につきましては、ホテルのルールの下に実施していただくようその取引先に対して指示する場合がございます。

第8条 『損害賠償』

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）、及びお客様が直接ご依頼された取引先の皆様は、ホテルの施設・什器備品等を破損したり、損傷しないように十分にご注意ください。もし、施設・什器備品等に損傷・損害等が生じた場合は、ホテルの指示に基づき速やかに修理いただくか、又はその損害金額を負担願います。

第9条 『荷物又は携帯品の保管』

①お客様の手荷物・携帯品等はクロークにお預け願います。但し、貴重品等はおお客様ご自身が責任を持って管理願います。クローク以外において生じた滅失・毀損等の損害につきましては、ホテルに過失が認められない限り一切の責任は負いかねますのでご了承願います。

②お客様の荷物が事前にホテルに到着した場合は、その到着前にホテルが了解した場合に限り、責任を持って保管し当日お渡しいたします。

③お客様のお荷物をホテル宛に送付される場合は、事前にホテル担当者へ通知いただくとともに、お荷物使用期日・宴会名・申込者（会社）名を必ずご記入願います。

第10条 『解約』

宴会等を主催されるお客様又は宴会等に出席されるお客様が次に掲げる事由に該当するとき、宴会等のお申込みをお断りするか、既にご契約いただいている場合であっても、解約させていただきます。

- ① 法令又は、公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断される場合、あるいは他のお客様にご迷惑をおかけすると判断される時。
- ② 暴力団、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であると判明した時。
- ③ 施設の故障や急遽の工事に伴い宴会場を使用する事が出来ない場合。
- ④ 天災及び疫病によりホテル側が会場使用に際して安全確保が難しいと判断した時。
- ⑤ 関係諸官庁より特別指示のある場合。
- ⑥ 本約款又はホテルが定める利用規則に従わない時。

第11条 『禁止事項』

次に掲げる事項につきましては、禁止させていただきますので遠慮くださるようお願い申し上げます。

- ① 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。（盲導犬は除く）
- ② 発火、又は引火性の物品の持ち込み。
- ③ 悪臭を発するものの持ち込み。
- ④ 食品類の持ち込み。（ホテルが特別に同意した場合を除く）
- ⑤ とばく等、風紀を乱す行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- ⑥ 備付品の移動。
- ⑦ 使用目的以外でのご利用。
- ⑧ その他法令で禁じられている行為。